# 会員規約変更点(変更点のみ表示)

## 1. 第5条③

③ 本施設は申し込みの際、顔写真の入った身分証明書を提示し、本人確認等やサービスを提供する上での照合、サービスを利用いただくための資格等の確認の為にコピーをとらして頂きます。

#### 2. 第6条④

④ 会員カードを紛失したときは必ず、速やかに所定の方法で再発行手続きを行って頂きます。

又、入館時会員証を 1 カ月継続してお忘れになられている場合も同様に、再発行手続きを 行って頂きます。なお、再発行料金は540円(税込み)となっております。

#### 3. 第8条④

④ 退会後半年以内に再度入会する場合、入会金(月会費の2か月分)を入会時、会費支払の際お支払い頂きます。

又、退会後 1 年間は本施設で行われる各種キャンペーンやイベント等は適応しないものとします。

#### 4. 第10条456

- ④ 代理人、電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。 但し本人が死亡・緊急入院による場合はこの限りではありません。 10日までに本施設に電話で連絡頂いても受理致しません。
- ⑤ 休会期間は最大6ヶ月までとさせて頂きます。
- ⑥ 休会費 1ヵ月毎、1290円(事務手数料込み)

## 5. 第11条图

⑧ 各種手続き期日、利用に関して当施設から会員様に期日が近づいた際、お知らせの連絡を行うといったサービスは行っておりませんので、自己管理にて厳守して頂きます。期日を過ぎた場合は翌月処理となります。

- 6. 第12条③
- ③ 諸会費、諸料金(2か月以上)の滞納、遅延など支払いを怠ったとき。

# 7. 第14条③

③ 入会後妊娠された場合医師の判断がない限り、マタニティレッスン以外の、本施設での 運動は禁止させて頂きます。

尚、妊娠された場合は出産予定日から1年後までは再入会の際に必要な料金は免除させて頂く妊娠退会制度を適応させて頂きます。

### 8. 第21条1516

- ⑤ トレーニングルーム内での通話行為。
- (b) 有酸素運動マシンでイヤホンを使用せずにテレビを利用する行為。

### 9. 第24条①

① 本施設は別途予め指定する期間を年次休館(年末年始・夏季)とするほか、毎月第3金曜日をメンテナンス休館、施設点検日を定期休館とします。

変更後の規約は10月1日より施行致します。

# 妊娠特別退会制度(女性限定)

妊娠特別退会制度は本施設入会後、妊娠が分かった場合にのみ適応させて頂きます。

妊娠後、医師の許可がある場合でも安全面を配慮させて頂く為に本施設での運動をマタニ ティースクール以外禁止させて頂きます。

その際、出産予定日より1年先まで再度入会される場合、入会金等免除させて頂き今までと変わりなく利用を再開して頂けます。

(キャンペーン等割引は対象外)

ペア会員で登録されている場合は、ペアの方は会員種別変更となりますので、妊娠がわかり 次第窓口にてお手続きをお願いします。

尚、妊娠された会員様のみ適応させて頂く為、ペアの方には適応されません。